

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている皆さんへ

各種支援制度をご紹介します。



## 尾道市新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル (☎0848-38-9448/8:30~17:15)

### 事業者向け

#### ■支援制度全般に関する相談窓口

商工課 (☎0848-38-9182/平日8:30~17:15)

尾道商工会議所 (☎0848-22-2165/平日8:30~17:20)

因島商工会議所 (☎0845-22-2211/平日8:50~17:30)

尾道しまなみ商工会 (☎0848-44-3005/平日8:30~17:15)

#### ■中小企業・小規模事業者向けの金融や給付金に関する相談窓口

中小企業金融・給付金相談窓口 (☎0570-783183/9:00~17:00)



▲最新情報は市ホームページでご覧ください。

## 主な相談窓口

## 1人あたり10万円を給付 特別定額給付金

給付対象者 令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている人

給付金額 給付対象者1人につき10万円を、世帯主の口座に一括して振り込みます。

申請締め切り 8月24日(月)

申請方法 感染拡大防止のため、原則、郵送かオンラインで申請してください。

### 郵送での申請

5月22日までに、市役所から世帯主宛てに申請書を送付しています。届いた申請書に記入し、必要書類を同封して、返送してください。

#### 封筒に入れるもの

- ①記入した申請書
- ②本人確認書類のコピー
- ③振込先がわかるもののコピー



### オンライン申請

マイナポータル(ぴったりサービス)から、必要事項を入力し、電子申請してください。

### 申請後の給付の流れ

市役所へ到着して1週間から10日程度で入金します。  
※内容に不備がある場合は、メール、電話、郵送などで確認をします。早めの返信をお願いします。

### ！給付金を装った詐欺に注意

市役所から問い合わせの際、内容の不備をお伝えしますが、個人情報や暗証番号を聞くことはありません。また、ATMの操作や手数料の振り込みを求める連絡をすることはありません。

☎尾道市特別定額給付金コールセンター (☎0120-630-900)

## 水道料金

### ■水道料金の減免

水道料金のうち、基本料金を免除します。

減免内容 2カ月分の基本料金

減免期間 令和2年8・9月請求分

減免対象 全水道使用者

免除額 1カ月あたりの基本料金

家事用 1,023円

業務用 2,189円

湯屋用 16,940円

※下水道使用料については減免はありません。

☎上下水道局庶務課

(☎0848-29-3411)



## 子育て

### ■子育て世帯への臨時特別給付金(令和2年度)

児童手当の受給者へ対象児童1人につき1万円を支給します。

児童手当現況届に案内を同封します。児童手当現況届を提出する必要がある人には、個別に案内を送付します。

☎平成16年4月2日~令和2年3月31日までに生まれた児童(3月に中学校を卒業した児童も含む)

※特例給付の受給者、令和2年4月1日以降に生まれたお子さんは対象になりません。

☎原則不要 ※公務員は9月30日(水)までに所属庁で証明を受けた申請書を提出。

支給日 6月29日(月) ※公務員は申請書の審査が終わった9~10月ごろに支給予定。

支給方法 児童手当登録銀行口座へ振込

☎子育て支援課 (☎0848-38-9205)

## 徴収猶予

### ■納税の徴収猶予「特例制度」

○新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人は、最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

○担保の提供は不要、延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

#### 【対象となる地方税】

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する、固定資産税、市県民税、法人市民税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)

☎次のすべてに該当する納税者・特別徴収義務者

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納付し、または納入することが困難な場合

※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請者の状況に配慮し適切に対応します。

☎令和2年6月30日(対象となる地方税のうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税)か、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のどちらか遅い日までに申請書を提出

※一度に申請できるのは納期限が翌月に到来する程度のものであります。

#### 提出書類

- ・申請書
- ・収入や現預金の状況がわかる資料(提出が難しい場合はご相談ください。)

※該当しない場合や保険料についても、通常の猶予制度に該当する場合があります。

※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

☎収納課 (☎0848-38-9210)